

## 宮城県「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」の概要

### 1. 被害想定

自然災害（地震、津波等）を伴った複合災害又は単独災害（事故）

### 2. 避難対象人数

最大 21 万人\*

※女川原子力発電所から 30km 圏内の女川町の全域及び石巻市、東松島市、登米市、南三陸町、涌谷町、美里町の一部に居住する住民

### 3. 避難先自治体

県内市町村

…ガイドラインの策定にあたり、県が各市町村に施設等の規模により人数の割り当てを調整した。調整後の避難先は下表のとおり。

避難元自治体	避難先自治体
女川町	栗原市
石巻市	仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
登米市	(登米市内の 30km 圏外に避難)
東松島市	仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
涌谷町	(涌谷町内の 30km 圏外に避難)
美里町	(美里町内の 30km 圏外に避難)
南三陸町	登米市
合計	県内 31 市町村

### 4. 避難退域時検査の実施

- 避難者（PAZ からの避難者を除く）は、県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する退域検査ポイントを経由し、避難退域時検査（放射性物質の付着状況の検査）を受け、基準値を超える検査結果が得られた際には、除染等の措置を受けてから避難を継続する。
- 原則として UPZ の外側に設置する。（具体的な場所は未確定）

### 5. 避難所受付ステーション

- 避難先自治体内に設置し、到着した避難者を行政区画毎に避難所に振り分ける。
- 県又は避難元自治体から避難者受入れの要請を受けた段階で、基本的に避難先自治体が開設する。

### 6. 避難所の開設・運営

- 開設、避難者受入れ等の初期対応は避難先自治体で行う。
- 避難元自治体は、可能な限り速やかに避難所の運営を避難先自治体から引き継ぐ。